

国海環第38号
令和3年7月12日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、ご承知頂きますようお願いいたします。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

1. 背景

有害液体物質ばら積船の船型要件については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号。以下「技術基準省令」という。）において、海洋汚染防止の観点から貨物艙の構造配置基準を規定している。一方で、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「危規則」という。）において、船舶の堪航性及び人命の安全の観点から、貨物艙の構造配置基準に加え、損傷時の復原性、損傷範囲の想定等を規定している。

2007 年 1 月 1 日に発効した MARPOL 条約附属書 II 及び IBC コードの大幅な改正については、2005 年から 2006 年にかけて、「内航ケミカル船への新構造設備基準等の適用に関する検討会」を開催し、内航ケミカル船への新基準の適用猶予等の検討を行った。

その結果、同検討会は「内航ケミカル船への構造設備基準の適用方針（以下「適用方針」という。）」を承認した。この適用方針において、平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船（液体油脂（オリーブ油、パーム油、菜種油等）を運送する船舶をいう。）については「シングルハル構造のタンク配置を認める方向で検討することが適当である」と結論が得られた。

この結論を受け、危規則第 257 条の 2 第 2 項を新設し、2007 年 1 月 1 日以降も引き続き、平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船にはダブルハル構造の要件（危規則第 314 条第 3 号）を要求しないこととした。一方で、技術基準省令第 33 条に基づく海洋汚染等防止法検査心得（以下「検査心得」という。）においては、平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船に対してダブルハル構造を要求している。

以上を踏まえ、危規則と技術基準省令の船型要件の整合を図るため、検査心得を改正し、平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船に対してダブルハル構造の要件を適用しないこととする。なお、2007 年 1 月 1 日以降、今日までこれに該当する船舶が存在しなかったことは、今回調査により確認済みである。

2. 主な改正内容

技術基準省令の検査心得 33.0(a)(2)に、平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船に対する船型要件を適用除外とする規定を追加する。

また、液体油脂及び液体油脂以外の有害液体物質の両方を輸送する船舶に適用される技術上の基準を明確化する。

3. 施行日

令和 3 年 7 月 12 日

改正後	現 行	備 考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p>第7章 損傷時等における大量の有害液体物質の排出を防止するための貨物艙の技術上の基準 (略)</p> <p>(有害液体物質ばら積船の貨物艙の技術上の基準に関する特例)</p> <p>33.0(a) 本条に規定する有害液体物質ばら積船とは、(1)又は(2)に掲げるものであり、その貨物艙の配置に関する技術上の基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」別表第8の3の船型の欄に「2k」が付されている物質を輸送する有害液体物質ばら積船</p> <p><u>(イ) 同物質のみを輸送する有害液体物質ばら積船(平水区域のみを航行するものを除く。)は、危規則第314条第3号に規定するところによる。</u></p> <p><u>(ロ) 同物質のみを輸送する有害液体物質ばら積船であって平水区域のみを航行するものには、法第9条の3第3項の国土交通省令で定める貨物艙の技術上の基準を適用しない。</u></p> <p><u>(ハ) 同物質とそれ以外の有害液体物質を輸送する有害液体物質ばら積船には、技術基準省令第32条に定める貨物艙の技術上の基準を適用する。</u></p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p>第7章 損傷時等における大量の有害液体物質の排出を防止するための貨物艙の技術上の基準 (略)</p> <p>(有害液体物質ばら積船の貨物艙の技術上の基準に関する特例)</p> <p>33.0(a) 本条に規定する有害液体物質ばら積船とは、(1)又は(2)に掲げるものであり、その貨物艙の配置に関する技術上の基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」別表第8の3の船型の欄に「2k」が付されている物質を輸送する有害液体物質ばら積船</p> <p><u>危規則第314条第3号に規定するところによる。</u></p>	<p>「平水区域のみを航行区域とする船舶」の船型要件を除く規定を追加する。</p> <p>「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」別表第8の3の船型の欄に「2k」が付され</p>

改正後	現 行	備 考
		ている物質とそれ以外の有害液体物質の両方を輸送する船舶に適用される技術上の基準を明確化する。